

## 滋賀県いじめ再調査委員会 次第

日時：平成 27 年 5 月 14 日(木)14:30～

場所：滋賀県大津合同庁舎(7階)7-A会議室

### 1 開会

### 2 議事

(1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について

(2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について

(3) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について

### 3 閉会

#### [配付資料]

- ・ 滋賀県いじめ再調査委員会委員名簿
- ・ 議事(報告事項)関係資料

## 滋賀県いじめ再調査委員会 委員名簿

(任期：平成26年5月28日から平成28年5月27日まで)

(敬称略、五十音順)

ふりがな 氏名	現職等	備考
うえすぎ たかみち 上杉 孝實	京都大学名誉教授	委員長
くりた しゅうじ 栗田 修司	臨床心理士	
さい ほうしゅん 崔 鳳春	医師（精神神経科）	
ささき ちさと 佐々木 千里	社会福祉士	
たけした いくお 竹下 育男	弁護士	委員長職務代理者

# 滋賀県いじめ再調査委員会

## 議事（報告事項）関係資料

### 【 目 次 】

議事①「公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について」関係

- ・公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について（平成 25 年度）… p 1

議事②「滋賀県におけるいじめ防止対策について」関係

- ・平成 27 年度 県におけるいじめ防止対策… p 7
- ・平成 27 年度 滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策… p 9

議事③「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について」関係

- ・滋賀県立学校いじめ問題調査委員会からの答申（平成 26 年度分）について… p 25



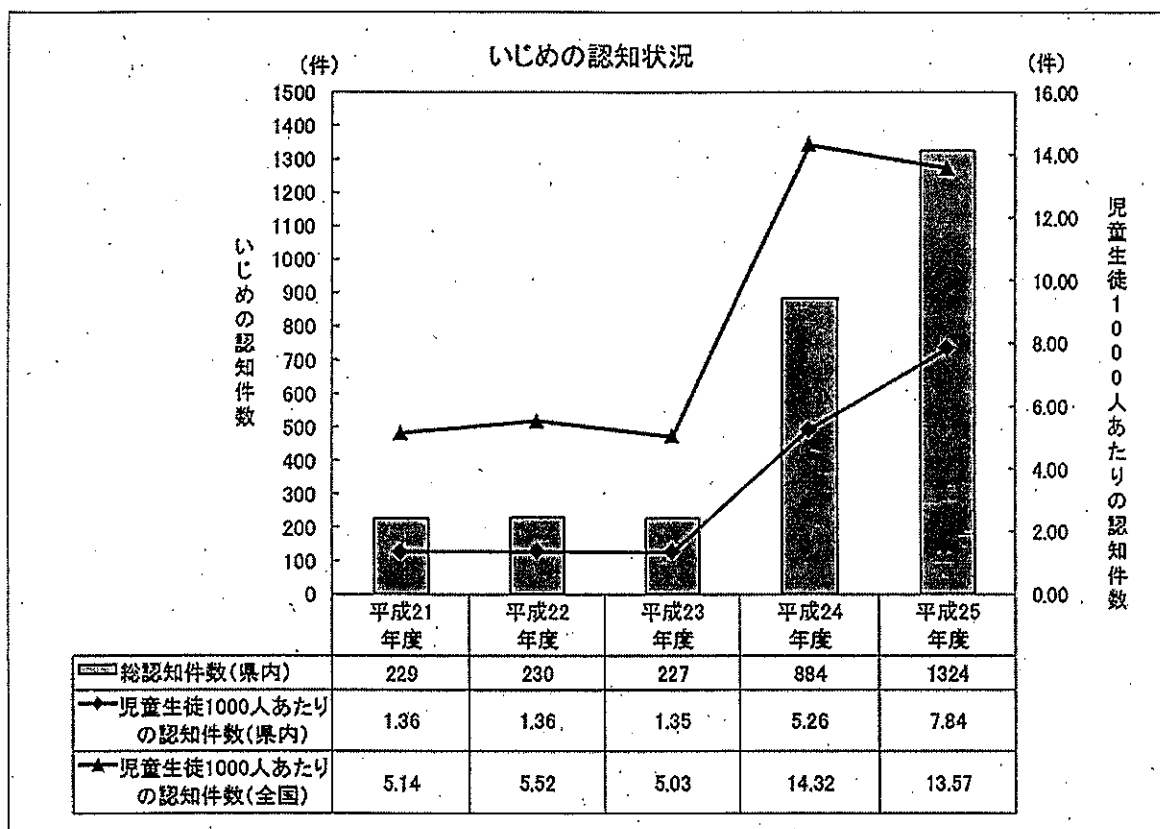
## 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校 におけるいじめの状況について（平成 25 年度）

### 1 いじめの総認知件数（第 1 表）

小学校、中学校および高等学校ならびに特別支援学校の総認知件数 1,324 件

【平成24年度(884件)より440件増加】

### 2 学校種別の認知件数（第 2 表）



- (1) 小学校 認知件数 714件 【平成24年度(437件)より277件増加】
- (2) 中学校 認知件数 484件 【平成24年度(327件)より157件増加】
- (3) 高等学校 認知件数 110件 【平成24年度(94件)より16件増加】
- (4) 特別支援学校 認知件数 16件 【平成24年度(26件)より10件減少】

### 3 いじめの日常的な把握のために学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法（第 3 表）

- (1) アンケート調査の実施 97.3% 【平成24年度(96.8%)から0.5ポイント増加】
- (2) 個別面談の実施 99.8% 【平成24年度(98.8%)から1.0ポイント増加】

#### 4 いじめの態様（第4表）

- 小中学校、高等学校とも「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。
- 次に多いのは、小中学校では「軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、高等学校では「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」である。

#### 5 いじめの解消状況（第5表）

「いじめが解消しているもの」のいじめの総認知件数に対する割合（解消率）95.0%  
【平成24年度(91.7%)から3.3ポイント増加】

#### 6 いじめの状況、分析、対策

##### (1) 状況

- 小中学校および高等学校で、平成24年度と比較して、いじめの認知件数が増加した。これは、いじめ防止対策推進法が成立し、各学校の体制が整ったことにより、これまで以上に組織的に早期から対応できていることによるものと捉えている。
- 全国の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数と比較して、本県の認知件数は大きく下回っている。

##### (2) 特徴

- どの校種も「冷やかし、からかい、言葉の脅し」や「軽く叩かれる、蹴られる」といったいじめが大半である。高等学校では、「パソコン・携帯電話等での誹謗中傷」の割合が増加した。

##### (3) 公立学校における主な対策

- 各学校において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を確認し、点検・見直しを行う。特に効果的なアンケートの実施と教育相談体制の充実を図る。
- インターネット環境への安全な利用について、PTAとの連携を図る。
- 児童会、生徒会等により、児童生徒の主体的な取組を推進する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を図り、教員の感性と力量を高める。

第1表 いじめの認知件数

(単位：件)

	合計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成21年度	229	96	85	41	7
平成22年度	230	108	76	34	12
平成23年度	227	106	73	36	12
平成24年度	884	437	327	94	26
平成25年度	1,324	714	484	110	16

第2表 学校種別の認知校数・認知件数

		滋賀県				全国			
		認知校数 (校)	認知件数 (件)	認知学校 数の割合 (%)	児童生徒 1,000人当 たりの認 知件数	認知校数 (校)	認知件数 (件)	認知学校 数の割合 (%)	児童生徒 1,000人 当たりの 認知件数
小学校	平成21年度	56	96	23.9	1.11	7,043	34,766	31.6%	4.92
	平成22年度	63	108	26.8	1.25	7,808	36,909	35.5%	5.28
	平成23年度	64	106	27.4	1.24	6,911	33,124	31.8%	4.81
	平成24年度	144	437	62.1	5.19	11,208	117,384	52.2%	17.35
	平成25年度	163	714	70.9	8.53	10,231	118,805	48.4%	17.79
中学校	平成21年度	41	85	38.7	2.02	5,876	32,111	53.9%	8.89
	平成22年度	37	76	34.9	1.81	6,046	33,323	55.7%	9.33
	平成23年度	41	73	38.7	1.71	5,711	30,749	52.9%	8.57
	平成24年度	89	327	83.2	7.62	7,636	63,634	71.0%	17.83
	平成25年度	87	484	81.3	11.27	6,999	55,248	65.5%	15.55
高等学校	平成21年度	19	41	30.6	1.08	2,100	5,642	36.5%	1.68
	平成22年度	17	34	27.4	0.88	2,332	7,018	41.1%	2.08
	平成23年度	19	36	30.6	0.93	2,133	6,020	38.0%	1.79
	平成24年度	35	94	56.5	2.41	3,170	16,274	56.8%	4.83
	平成25年度	40	110	62.5	2.74	2,554	11,039	44.4%	3.31
特別支援学校	平成21年度	4	7	28.6	4.23	107	259	10.4%	2.21
	平成22年度	6	12	42.9	6.67	149	380	14.3%	3.12
	平成23年度	6	12	42.9	6.22	140	338	13.3%	2.68
	平成24年度	8	26	57.1	12.86	259	817	24.5%	6.28
	平成25年度	9	16	60.0	7.73	220	768	20.4%	5.79

※ 中等教育学校は、前期課程を中学校に、後期課程を高等学校に計上している。

※ 高等学校は、平成25年度より通信制課程を含めている。

※ 高等学校の学校総数は、全日・定時等の併置校を全日制・定時制それぞれ1校として計上している。

第3表 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法

区 分		滋 賀 県		全 国		
		学校数(校)	構成比(%)	学校数(校)	構成比(%)	
アンケート調査の実施		H24	398	96.8	36,542	95.1
		H25	403	97.3	36,449	95.5
①実施頻度	ア 年1回	H25	18	4.3	3,352	8.8
	イ 年2～3回	H25	314	75.8	23,603	61.8
	ウ 年4回以上	H25	71	17.1	9,494	24.9
②調査方法	ア 記名式	H25	283	68.4	24,050	63.0
	イ 無記名式	H25	113	27.3	13,757	36.0
	ウ 選択式	H25	46	11.1	5,572	14.6
個別面談の実施		H24	406	98.8	31,569	82.2
		H25	413	99.8	31,836	83.4
「個人ノート」や生活ノートといったような教員と児童生徒との間で日常的に行われる日記等		H24	251	61.1	20,371	53.0
		H25	276	66.7	20,402	53.4
家庭訪問		H24	253	61.6	21,500	56.0
		H25	293	70.8	21,986	57.6
その他		H24	12	2.9	1,928	5.0
		H25	11	2.7	1,914	5.0

※ 複数選択が可能であり、構成比は、各区分における学校総数（休校を除く。）に対する割合を示している。



第4表 いじめの態様

※件数は複数回答が可能であり、構成比は各区分における総認知件数に対する割合である。

小学校	滋賀県				全国			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかし、からかい、言葉の脅し	275	62.9	422	59.1	74,044	63.1	75,238	63.3
仲間はずれ、無視	78	17.8	126	17.6	27,289	23.2	26,104	22.0
軽く叩かれる、蹴られる	94	21.5	187	26.2	27,067	23.1	30,702	25.8
ひどく叩かれる、蹴られる	21	4.8	38	5.3	11,087	9.4	10,489	8.8
金品をたかられる	5	1.1	5	0.7	3,870	3.3	3,253	2.7
もの隠し、壊される・捨てられる	22	5.0	63	8.8	10,837	9.2	10,438	8.8
嫌なこと・危険なことをさせられる	62	14.2	94	13.2	10,948	9.3	10,585	8.9
パソコン・携帯電話での誹謗中傷	12	2.7	32	4.5	1,679	1.4	1,711	1.4
その他	7	1.6	20	2.8	5,059	4.3	5,762	4.8

中学校	滋賀県				全国			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかし、からかい、言葉の脅し	160	48.9	294	60.7	42,458	66.7	37,406	67.7
仲間はずれ、無視	33	10.1	53	11.0	11,922	18.7	9,498	17.2
軽く叩かれる、蹴られる	76	23.2	109	22.5	11,928	18.7	10,457	18.9
ひどく叩かれる、蹴られる	40	12.2	35	7.2	4,237	6.7	3,381	6.1
金品をたかられる	18	5.5	12	2.5	1,559	2.4	1,000	1.8
もの隠し、壊される・捨てられる	20	6.1	67	13.8	4,741	7.5	3,688	6.7
嫌なこと・危険なことをさせられる	43	13.1	65	13.4	4,626	7.3	3,877	7.0
パソコン・携帯電話での誹謗中傷	46	14.1	53	11.0	3,700	5.8	4,835	8.8
その他	9	2.8	9	1.9	2,002	3.1	1,967	3.6

高等学校	滋賀県				全国			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかし、からかい、言葉の脅し	54	57.4	59	53.6	10,291	63.2	6,668	60.4
仲間はずれ、無視	9	9.6	12	10.9	2,960	18.2	1,829	16.6
軽く叩かれる、蹴られる	13	13.8	20	18.2	3,106	19.1	2,018	18.3
ひどく叩かれる、蹴られる	7	7.4	12	10.9	1,288	7.9	819	7.4
金品をたかられる	6	6.4	3	2.7	740	4.5	468	4.2
もの隠し、壊される・捨てられる	9	9.6	6	5.5	1,384	8.5	908	8.2
嫌なこと・危険なことをさせられる	5	5.3	13	11.8	1,583	9.7	1,039	9.4
パソコン・携帯電話での誹謗中傷	14	14.9	27	24.5	2,401	14.8	2,176	19.7
その他	2	2.1	3	2.7	785	4.8	521	4.7

特別支援学校	滋賀県				全国			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかし、からかい、言葉の脅し	9	34.6	8	50.0	512	62.7	444	57.8
仲間はずれ、無視	2	7.7	1	6.3	112	13.7	82	10.7
軽く叩かれる、蹴られる	4	15.4	1	6.3	209	25.6	180	23.4
ひどく叩かれる、蹴られる	0	0.0	1	6.3	85	10.4	60	7.8
金品をたかられる	4	15.4	4	25.0	47	5.8	24	3.1
もの隠し、壊される・捨てられる	0	0.0	1	6.3	78	9.5	71	9.2
嫌なこと・危険なことをさせられる	10	38.5	5	31.3	92	11.3	71	9.2
パソコン・携帯電話での誹謗中傷	1	3.8	2	12.5	75	9.2	65	8.5
その他	0	0.0	0	0.0	50	6.1	41	5.3

第5表 平成25年度におけるいじめの解消状況

		いじめが解消しているもの		一定の解消関係が図られたが、継続支援中		解消に向けて取組中		他校へ転学・退学等		合計
		件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)
小学校	滋賀県	695	97.3	13	1.8	5	0.7	1	0.1	714
	全国	106,901	90.0	9,762	8.2	1,949	1.6	193	0.2	118,805
中学校	滋賀県	450	93.0	24	5.0	7	1.4	3	0.6	484
	全国	46,640	84.4	6,651	12.0	1,752	3.2	205	0.4	55,248
高等学校	滋賀県	99	90.0	9	8.2	1	0.9	1	0.9	110
	全国	9,619	87.1	931	8.4	300	2.7	189	1.7	11,039
特別支援学校	滋賀県	14	87.5	2	12.5	0	0.0	0	0.0	16
	全国	631	82.2	112	14.6	22	2.9	3	0.4	768
合計	滋賀県	1,258	95.0	48	3.6	13	1.0	5	0.4	1,324
	全国	163,791	88.1	17,456	9.4	4,023	2.2	590	0.3	185,860

県内における具体的事例

《小学校》

- ・廊下ですれ違いざまに、「気持ち悪い」「あっちへ行け」などと嫌なことを言われた。
- ・昼休みの遊びの中で、叩かれたり蹴られたりした。
- ・4人グループの中で、1人だけきつい言い方をされたり、内緒話をされたりした。

《中学校》

- ・持ち物を隠されたり、机に落書きされたりした。
- ・部活中にわざとボールをあてられたり、蹴られたりした。
- ・悪口が書いてある手紙を下靴の中に入れられた。

《高等学校》

- ・肩や額を叩かれたり、ごみを捨てに行かされたりした。
- ・SNSに無断で写真を掲載されたり、友人になりすまして誹謗中傷する内容を書き込まれたりした。
- ・部活動の中で、部員から継続的に誹謗中傷や暴言を受けていた。

《特別支援学校》

- ・からかわれたり、菓子をもってくるように強要されたりした。
- ・更衣用ロッカーにテープが貼られ、開けられないようにしてあった。

# 平成27年度

# 県におけるいじめ防止対策

## 滋賀県いじめ防止基本方針

「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進  
 ー児童生徒を一人の人格として尊重して関わり、児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるように支援するー

全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり、子どもが主体的にいじめ問題に取り組む環境づくり

### いじめ問題の現状

#### ■ いじめの認知件数

	小学校	中学校	高等学校	高等学校
H24	437	327	94	
H25	714	484	110	

#### ■ 発見のきっかけ・相談状況

	小学校	中学校	高等学校
本人の訴えによる	20.4%	27.7%	30.9%
教員による発見	21.7%	24.4%	28.2%
誰にも相談していない	7.1%	11.0%	10.9%

平成25年度児童生徒の問題行動等生徒相談上の諸問題に関する調査結果より

### 総合的対策の推進

#### 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会

(関係機関・団体) 県、県教育委員会、児童相談所、県警本部、県立学校、私立学校、国機関、各職能団体、学識経験者 等

#### 子ども自身による主体的な活動への支援の充実

- 絆をつむぐ学校づくりの推進
- 道徳・体験活動の充実
- いじめや差別を許さない学校づくり
- 児童会・生徒会活動の活性化

#### 学校の組織体制の充実

- 子どもと向き合う時間の確保
- 相談体制の充実

#### 教職員の資質向上

- 生徒指導担当者、管理職研修
- 若手・中堅教員の養成

#### 専門家等を活用した支援

- スクールカウンセラー(臨床心理士等)
- スクールソーシャルワーカー(社会福祉士等)
- 緊急支援専門家チーム(弁護士、医師、大学教授 等)

#### 重大事態への対応

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会  
 (県教育委員会の附属機関)

滋賀県いじめ再調査委員会  
 (知事の附属機関)

私立学校 学校いじめ防止基本方針  
 いじめ対策委員会

### いじめ問題の課題

(現状からみた課題)

- 子ども自身が訴えたり、解決したりする力の育成
- 子どもの悩みを読み取る感性与力量アップ
- 子どもが相談しやすい環境づくり

(事案等からみた課題)

- よりよい仲間づくり
- 初期対応を含めた組織体制の充実
- さまざまな背景による課題への対応

#### 家庭・地域・関係機関との連携による支援

- 家庭(保護者、PTA等)
- 地域(学校地域支援本部等)
- 関係機関(警察・福祉・医療機関等)

#### 第三者的な支援

いじめで悩む子ども相談員

子どものための相談ダイヤル  
 こころんダイヤル・子どもナイトダイヤル

### 公立学校

学校いじめ防止基本方針

いじめ対策委員会

未然防止・早期発見・早期対応

私立学校に対する支援 ※私立学校が行ういじめ防止等の取組に対する支援、人権教育  
 に対する支援、いじめ防止等に関する情報提供等(総務部)



平成 27 年度

滋賀県いじめ防止基本方針  
に基づく実施施策

平成 27 年 4 月

滋 賀 県

本書は、平成 26 年 3 月 27 日に策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」の「第 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」に掲げる項目を施策の体系とし、これに基づき平成 27 年度に県が実施することとしている施策をとりまとめたものです。

- **新**は新規事業を、**拡**は既存事業に新たな要素などを加え拡充した事業を表す。
- 予算額欄に(国委託事業)と記載がある事業は、県の予算に計上されているが、国や独立行政法人の委託事業としてその経費の全額を国等が負担する事業を指す。
- 予算額欄に(自治振興交付金)と記載がある事業は、市町振興課が所管する「自治振興交付金」として県の予算に計上されている事業をさす。
- 事業名欄に【再掲】と記載がある事業の予算額は、( )で記載している。

## 1・施策の体系

1 いじめの防止等のために県が実施する施策
(1) 県立学校におけるいじめの防止(法第15条関係)
① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実
② 児童生徒が自主的に行うものに対する支援
③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
(2) いじめの早期発見のための措置(法第16条関係)
① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施
② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備
③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備
④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
(3) 関係機関等との連携等(法第17条関係)
(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上(法第18条関係)
① 教員の資質能力の向上
② 生徒指導に係る体制等の充実
③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保
④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保
⑤ 学校運営の改善への支援
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(法第19条関係)
① インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための啓発活動
② インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備
(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等(法第20条関係)
(7) 啓発活動(法第21条関係)
(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置(法第24条関係)
(9) 学校相互間の連携協力体制の整備(法第27条関係)
(10) 学校評価(法第34条関係)
(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援
2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援
(1) いじめの防止等の取組に対する支援
(2) 人権教育に対する支援
(3) いじめの防止等に関する情報提供等
(4) 私立学校主管部局の体制整備
3 重大事態への対処
(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査
(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査
(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

## 2・施策の内容

### 1 いじめの防止等のために県が実施する施策

#### (1) 県立学校におけるいじめの防止（法第15条関係）

(注) 基本方針では、県立学校におけるいじめの防止のための施策について定めていますが、同様の目的で市町立学校等を対象に実施する施策についても併せて掲載しています。  
以下、(2)～(11)についても同様とします。

#### ① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	<p>児童生徒の思いやりの心や美しいものに感動する心、自立心や責任感を育むなど、道徳教育の充実に図るため、拠点推進地域（3市（小・中学校6校の推進校を含む））と推進校（県立高校1校）において実践的な研究に取り組むとともに、道徳教育推進教師の専門性を高める研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道徳教育推進教師研修会の開催：年3回</li> <li>○ 道徳教育推進協議会の開催：年3回</li> </ul>	8,000	学校教育課
いじめや差別を許さない学校づくり推進事業（人権教育パワーアップ事業）	<p>「いじめや差別を許さない学校づくり取組のポイント」を活用して行う、人権尊重の視点に立った学校づくりについて、実践・研究を重ね、子ども一人ひとりが大切にされ、安心して生活できる学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめや差別を許さない学校づくり推進委員会の開催：年4回</li> </ul>	712	人権教育課
人権教育リーダー養成講座（人権教育パワーアップ事業）	<p>人権教育の充実に図るため、学校における人権教育推進の若手および中堅リーダーを育成するための基礎講座と実践講座を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講座の開催：各3日間</li> </ul>	284	人権教育課
自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業新	<p>子どもが主体的に進路を切り拓き自己実現を果たしていけるよう、人権の視点を教育活動の根幹に位置付け、学校・園・所・関係機関・家庭および地域社会がつながり、子どもの生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推進学区：30 中学校区</li> </ul>	3,289	人権教育課
インクルーシブ・プログラム推進モデル事業	<p>特別支援学校と小学校が連携しながら、障害のある子とない子がともに学び、ともに体験する「インクルーシブ・プログラム推進モデル事業」を実施し、共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育システムの構築をめざします。</p>	4,814	学校支援課



事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
びわ湖フローティングスクール事業	子どもたちの環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開します。	236,551	学校教育課
森林環境学習「やまのこ」事業	森林への理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもたちの人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学4年生を対象に森林体験学習を実施します。 ○ 参加校：235校 (H26:242校)	105,694	森林政策課
「たんぼのこ」体験事業	農業体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため、小学生自らが田んぼや畑に入り、農産物を「育て」、「収穫し」、そして調理して「食べる」という一貫した体験学習の取組を支援します。	(自治振興交付金)	食のブランド推進課
びわ湖ホール舞台芸術体験事業 (「ホールの子」事業)	文化振興基本方針の重点施策である「子どもたちが本物の文化に触れる機会の充実」を実現するため、びわ湖ホールにおいて、県内の小学生を対象とした音楽公演を実施し、子ども達が本物の舞台芸術に直接触れる機会を提供します。平成27年度は5日10公演を実施します。	19,023	文化振興課
美ココロ・パートナーシップ事業 新	文化振興基本方針の重点施策である「未来の文化の担い手」育成のため、不登校児童・生徒等を対象に、文化芸術体験プログラムを提供し、様々なジャンルの芸術に触れる機会を提供するとともに、若手芸術家を本事業の講師として活躍できる「美ココロ・パートナー」として育成するための研修を実施します。	2,500	文化振興課

## ② 児童生徒が自主的に行うものに対する支援

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
ハイスクールカンファレンスしが	各県立高校で、生徒会や部活動等の諸活動において中心となって活躍している生徒が一堂に会し、自治の意味・意義について考え、各校での生徒の自主的な取組等について討議を行う機会として、「ハイスクールカンファレンスしが」を開催し、生徒の自発的・自治的な活動を促進します。 ○ 開催時期：12月	20	学校教育課
学級活動スキルアップ事業	小中学校の学級活動における話し合い活動を充実させ、児童生徒が協力して集団の生活を向上させようとする態度や自治的能力等の育成を図ります。 ○ 実践研究校：5校 (小・中学校)	427	学校教育課

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
「絆をつむぐ学校づくり」推進事業 新	各市町の公立中学校から生徒会の代表者が自分達の学校における取組について意見交換を行う機会として「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」を開催し、生徒の自主的・自立的な活動の充実を図ります。 ○ 開催時期：8月(予定)	309	学校教育課
子どもによる滋賀県いじめ対策チーム会議	公立小学校・中学校・高校の子どもたちの代表者やPTA・校長会等の大人の代表者により、滋賀県のおいじめの現状や対策について意見交換を行う機会として、「子どもによる滋賀県いじめ対策チーム会議」を開催します。その内容を各学校へ周知し、児童生徒自らがいじめの防止等に取り組む活動を促進します。 ○ 会議開催：年2回	98	学校教育課

### ③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
ストップいじめアクションプランの改訂	いじめの防止に向け、学校、子ども、保護者、地域のそれぞれの行動を具体的に示した「ストップいじめアクションプラン」の内容の充実に努め、校内をはじめ、PTAや地域の研修会等での一層の活用を促し、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	—	学校教育課
保護者向け情報誌「教育しが」等による啓発	保護者向け情報誌「教育しが」や「子育てリーフレット」、県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	—	学校教育課
児童生徒等を対象とした非行防止教室	児童生徒を対象とした非行防止教室を開催し、規範意識を高め、いじめの防止につなげます。	—	警察本部少年課

## (2) いじめの早期発見のための措置 (法第16条関係)

### ① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等の実施	県立学校に対し、児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等を学期に1回以上実施し、的確な実態把握に努めるよう指導します。 また、市町立学校においても同様の措置が講じられるよう、市町教育委員会に依頼します。	—	学校教育課

② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
子ども・子育て応援センターの運営	子ども・子育て応援センターの相談電話（こころんだいやる）において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもに関するあらゆる問題の相談に対応し、気軽に相談できる場の確保を図ります。	20,294	子ども・青少年局
子どもナイトだいやる	夜間の相談電話「子どもナイトだいやる」により、「こころんだいやる」とあわせて 24 時間電話相談体制を整え、子どもや保護者からの相談に対応します。	4,000	学校教育課

③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
スクールカウンセラー等活用事業	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小中学校に派遣するとともに、必要に応じて県立特別支援学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。特に本年度より小学校 15 校に重点配置し、支援の充実を図ります。	68,957	学校教育課
スクールカウンセラー拡充事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 校当たりの派遣回数：1～9 回/月</li> <li>○ 常駐モデル校：4 中学校</li> <li>○ 小中連携校：8 中学校</li> <li>○ 小学校重点校：15 小学校</li> </ul>	57,841	学校教育課

④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
指導主事による学校訪問等の実施	指導主事が県立学校や市町教育委員会を通じて学校へ訪問し、学校における「いじめ対策委員会」の活動状況や生徒指導体制について把握し、指導・助言します。	—	学校教育課 学校支援課
ストップいじめアクションプランの改訂【再掲】	いじめの防止等に向け、学校、子ども、保護者、地域のそれぞれの行動を具体的に示した「ストップいじめアクションプラン」の内容の充実に努め、県立学校に対し、当該アクションプランを活用して定期的に取り組む状況の点検を行うよう指導します。 また、市町立学校においても同様の措置が講じられるよう、市町教育委員会に依頼します。	—	学校教育課

(3) 関係機関等との連携等（法第17条関係）

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
滋賀県いじめ問題対策連絡協議会	県と関係機関・団体が連携を図り、いじめの防止等のための対策を推進するため、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関間で情報の共有や対策についての協議、連絡調整を行います。 ○ 会議開催：年2回	409	学校教育課
学校と警察の連絡制度	学校および警察で把握した児童生徒の非行事案やいじめ等問題行動事案等の情報を適時適切に相互連絡し、学校と警察が連携した指導・助言を行い、健全育成を図ります。	—	学校教育課 警察本部少年課
生徒指導緊急特別対応事業	警察官OBを学校へ派遣し、いじめの防止や困難な問題の解決に向けた学校の取組を支援するとともに、学校と警察、児童相談所、医療機関等との連携を促進します。 ○ チーム配置数：2チーム	9,192	学校教育課
滋賀県人権相談ネットワーク協議会	いじめ等、人権に関する様々な悩みに的確に対応できるよう、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、国や県、市町の人権に関する相談機関間で相互に連絡調整や情報交換を行います。また、相談窓口の広報を行います。 ○ 会議・研修会開催：年4回	380	人権施策推進課
学校支援地域本部事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することで、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する地域住民の積極的な学校支援活動を進めます。 ○ 支援する本部の数：9市町67本部 彦根市(7本部) 近江八幡市(23本部) 草津市(7本部) 栗東市(1本部) 湖南市(12本部) 東近江市(12本部) 米原市(3本部) 竜王町(1本部)	21,000	生涯学習課
学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)	開かれた学校づくりや、教職員と地域の大人の協働による教育を推進するため、コミュニティ・スクールの導入により地域とともにある学校づくりを積極的に推進します。	—	生涯学習課

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上（法第18条関係）

① 教員の資質能力の向上

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
人事評価の取組	教員が自己目標を設定する際の重点項目に、いじめの早期発見、早期対応の観点を取り入れて、教職員全体の意識を高めます。	—	教職員課

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
教職員研修費	新規採用教職員研修、教職2年次研修、教職3年次研修、5年経験者研修、10年経験者研修、学級経営支援研修において、教職経験に応じた、いじめの未然防止、いじめへの適切な対応、学級経営、子ども対応のスキルアップ等に関する研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。	659	総合教育センター
生徒指導推進事業	すべての公立学校の生徒指導主任主事や教育相談担当者等を対象に、専門家による講義や優れた実践例についての情報交換等を内容とする研修を行い、教員の資質能力の向上を図ります。 ○ 研修会開催時期： 生徒指導・教育相談担当者研修会 8月 管理職を対象とした研修会 11月	836	学校教育課
スクールカウンセラー等活用事業 【再掲】	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小中学校に派遣するとともに、必要に応じて県立特別支援学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。特に本年度より小学校15校に重点配置し、支援の充実を図ります。	68,957	学校教育課
スクールカウンセラー拡充事業 【再掲】	○ 1校当たりの派遣回数：1～9回/月 ○ 常駐モデル校：4中学校 ○ 小中連携校：8中学校 ○ 小学校重点校：15小学校	57,841	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業 【拡】	福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。 ○ 配置校：全市町に配置及び要請派遣します。	26,994	学校教育課
高等学校巡回チーム派遣事業	特別支援教育巡回チームの派遣により、高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒への指導力の向上を図ります。	1,885	学校支援課

## ② 生徒指導に係る体制等の充実

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
少人数学級編制の実施 【拡】	法制化されている小1に加え、小2から中3までの全学年（小3については複数指導との選択制、小4～小6、中2・中3については少人数指導との選択制）において、35人学級編制をすべての小中学校で実施します。	3,168,060	教職員課

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
養護教諭の複数配置 【拡】	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応の窓口となる養護教諭を複数配置し、その機能が十分に発揮できるようにします。 (中3名)</li> <li>生徒指導の体制等の充実のため、義務標準法により大規模校に複数養護教諭を配置します。 (小17名、中9名)</li> <li>上記の大規模校に続く規模の学校に、県単独予算により年度当初の3か月間、複数養護教諭を配置します。 (小4名、中3名)</li> </ul>	国加配 13,959 小 87,678 中 45,599	教職員課
加配教員の配置	いじめを早期に発見し、適切に対応できるよう、時間にとらわれず特別な指導に取り組むことができる教員の配置を行います。 (中6名)	27,918	教職員課
スクーリング・ケアサポーター派遣事業	いじめの早期発見や学校不適應の児童生徒の支援のため、児童生徒と年齢の近い大学生等をスクーリング・ケアサポーターとして市町教育委員会に派遣します。	(自治振興交付金)	学校教育課

### ③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
スクールカウンセラー等活用事業 【再掲】	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小中学校に派遣するとともに、必要に応じて県立特別支援学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。特に本年度より小学校15校に重点配置し、支援の充実を図ります。	68,957	学校教育課
スクールカウンセラー拡充事業 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1校当たりの派遣回数：1～9回/月</li> <li>○ 常駐モデル校：4中学校</li> <li>○ 小中連携校：8中学校</li> <li>○ 小学校重点校：15小学校</li> </ul>	57,841	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業 【再掲】	福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。 ○ 配置校：全市町に配置及び要請派遣します。	26,994	学校教育課

④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
生徒指導緊急サポート事業	<p>学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、県立学校や市町教育委員会等からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。</p> <p>○ 緊急支援専門家チーム：                      弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成</p>	3,069	学校教育課

⑤ 学校運営の改善への支援

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
副校長、主幹教諭の配置	<p>県立学校、公立小中学校において、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保するため、副校長・主幹教諭を配置します。</p> <p>○ H27：85名（県立副校長：20名、県立主幹教諭：16名、小中主幹教諭：49名）</p>	—	教職員課

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関）

① インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための啓発活動

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
県立高校における情報教育	<p>高等学校教科「情報」の授業において、メールやブログ、SNS等を利用する際の注意事項を考えさせる中で、他人を誹謗・中傷するような情報発信をしないことや、受信する情報の信憑性等について指導します。</p>	—	学校教育課
学校教育の情報化推進のための教職員研修	<p>教職員研修として、「ネット社会の現状と課題」「情報モラル教育における確かな授業づくり」をテーマとした講義・演習の時間を設け、ネットいじめ等、児童生徒のネット上のトラブルの未然防止に向けて教職員の指導力および授業力の向上を図ります。</p> <p>○ 情報教育研修の実施：年20回</p>	—	総合教育センター
保護者に対する啓発	<p>保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性について、PTAと連携して啓発に努めます。</p>	—	学校教育課

② インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
学校連絡制度の活用等	<p>インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。</p>	—	学校教育課

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第20条関係）

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	いじめや不登校等の児童生徒の生徒指導上の諸問題について、県内の現状を調査・分析することにより、今後の生徒指導施策の推進に資することを目的とし実施しています。	—	学校教育課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会	県教育委員会の附属機関として「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議を行い、その結果を施策等に反映するとともに、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて、その対処や再発防止に資するための調査を行います。	1,872	学校教育課

(7) 啓発活動（法第21条関係）

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
保護者向け情報誌「教育しが」等による広報啓発【再掲】	保護者向け情報誌「教育しが」や「子育てリーフレット」、県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。	—	学校教育課
人権啓発活動推進費	人権が尊重される社会づくりをめざして、さまざまな人権問題に対応するため、県民の皆さんの人権意識の高揚を図ります。多様な広報媒体を活用した情報発信や参加型イベントの開催等により、幅広い対象に向けた人権啓発を行います。	(人権啓発全体額) 53,391	人権施策推進課
インクルーシブ・プログラム推進モデル事業【再掲】	特別支援学校と小学校が連携しながら、障害のある子とない子がともに学び、ともに体験する「インクルーシブ・プログラム推進モデル事業」を実施し、共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育システムの構築をめざします。	4,814	学校支援課
家庭教育活性化推進事業	「家庭教育学習資料」を活用した講習会を開催し、各PTAにおける親同士の「語り合いを通じた親育ち」活動を推進します。 ○子育て学習講習会：県内5会場で開催	225	生涯学習課
教育の力発信事業	日々子どもと向き合い、不安や悩みを抱えている保護者や教員に、自信を持って家庭教育や学校教育に取り組めるよう、県民や経験豊かな教員から心の支えとなる「ことば」を届けることによって、自信を持って家庭教育や学校教育に取り組めるよう、本事業を推進します。 ○教育の力発信事業：湖国の親子へ贈る言葉 啓発作品の選定、公表	101	生涯学習課



事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
保護者用非行防止指導教材	小学5年生および中学1年生の保護者を対象に非行防止指導教材「ひだまり」を作成・配布し、各家庭において、子どもの規範意識を育むための指導を適切に行うことができるよう支援します。	484	警察本部少年課
児童生徒用非行防止教材	小学5年生および中学1年生を対象に非行防止教材「あじさい」を作成・配布し、児童生徒の規範意識を育み、いじめの防止に向けた啓発に努めます。	484	警察本部少年課

(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関）

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会【再掲】	県教育委員会の附属機関として、「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議を行うとともに、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて、その対処や再発防止に資するための調査を行います。	1,872	学校教育課

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係）

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
学校相互間の連携協力体制の整備	いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、県教育委員会と私立学校主管部局は平素から情報交換を行うとともに、市町教育委員会や学校法人と情報を共有します。	—	学校教育課 総務課

(10) 学校評価（法第34条関係）

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
学校評価	県立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、ならびにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにします。 また、評価の結果を公表・説明することにより、説明責任を果たすとともに、保護者や地域等の理解と参画を得て、家庭、地域との連携・協力による学校づくりを進めます。	—	学校教育課

(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
いじめで悩む子ども支援事業	いじめで悩む子ども相談員を配置し、いじめで悩む子どもの声を受け止め、市町教育委員会等と連携し、第三者的立場から子どもを取り巻く関係を調整する等して、子どもが自らの力でいじめ問題を解決できるよう支援します。 ○ 相談員の配置：6名 (相談室 ☎077-567-5404)	16,203	学校教育課

2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

(1) いじめの防止等の取組に対する支援

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
私立学校振興補助金	私立学校がいじめの防止等の取組として実施する人間性を育む体験学習、スクールカウンセラー等による教育相談、教員の研修派遣、きめ細かな学習指導のための少人数教育等について、私立学校振興補助金の一部を傾斜配分することにより支援します。	(補助金全体額) 3,513,497	総務課

(2) 人権教育に対する支援

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
人権教育推進事業	私立学校教職員の人権意識を高め、人権教育の充実向上を図るための研修を実施します。 ○ 研修会の開催：全体研修会1回、現地研修会1回	42	総務課
私立学校人権教育代替教員給与費補助金	人権教育の質を高めるため、私立学校の人権教育責任者がその職務に専念できるよう代替教員を配置する場合に、当該代替教員の給与費の一部を補助します。	2,407	総務課
私学団体教職員研修事業補助金	私立学校教職員の人権教育に関する資質向上を図る目的で私学団体が行う研修事業の実施に要する経費の一部を補助します。	382	総務課

(3) いじめの防止等に関する情報提供等

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
私立学校への情報提供等	文部科学省等のいじめの防止等に関する情報を私立学校に迅速に提供します。県教育委員会が実施するいじめの防止等に関する研修会に私立学校教職員も参加できるよう取り組みます。	—	総務課

(4) 私立学校主管部局の体制整備

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
私立学校主管部局体制整備	教育に関する知識および経験のある職員を私立学校主管部局である総務部総務課に配置し、県教育委員会との連携を図ることにより、学校調査時に必要な支援を行うとともに、重大事態があった場合等にも適切に対応できるよう体制整備を図ります。	—	総務課

3 重大事態への対処

(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 【再掲】	県教育委員会が調査主体となる場合、1(8)で示した「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」において調査を行います。	1,872	学校教育課
生徒指導緊急サポート事業 【再掲】	学校が調査主体となる場合、適切に調査が実施できるよう、学校からの求めや重大事態の性質に応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。 ○ 緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授で構成	3,069	学校教育課

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
滋賀県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項および第31条第2項の規定による調査を行うほか、同法第28条第1項に規定する重大事態について調査を行うため、知事の附属機関として、「滋賀県いじめ再調査委員会」を設置し、その適正な運営を図ります。	79	総務課

(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

事業名	事業の概要	H27 予算額 (千円)	所管課
生徒指導緊急サポート事業 【再掲】	市町教育委員会からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣し、重大事態に迅速かつ的確に対処できるよう支援します。 ○ 緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成	3,069	学校教育課
附属機関の設置に対する支援	職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整え、市町教育委員会が調査のための附属機関を設置することに対して支援します。	—	学校教育課

## 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会からの答申(平成 26 年度分)について

### (1) 諮問について(資料 1)

日時：平成 26 年 9 月 1 日(月)

諮問事項：

- 諮問事項 1 いじめの防止等の対策の実施状況およびその効果や課題等を踏まえて必要となる対策について
- 諮問事項 2 いじめの認知事案等をもとにしたいじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等の分析を踏まえて必要となる対策について

### (2) 審議の経過について(資料 2)

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| 第 1 回会議 | 平成 26 年 4 月 25 日(金)  |
| 第 2 回会議 | 平成 26 年 9 月 1 日(月)   |
| 第 3 回会議 | 平成 26 年 10 月 30 日(木) |
| 第 4 回会議 | 平成 27 年 3 月 18 日(水)  |

### (3) 答申について(資料 3)

日時：平成 27 年 3 月 27 日(金)

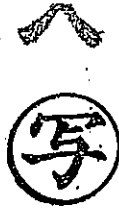
答申内容：

諮問事項 1 に対して

- 1 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間を確保できるよう、校務の効率化や削減に向けた計画的な取組を進めるとともに、教員のメンタルヘルスにも留意されたい。
- 2 県内全小・中・高校において、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが十分に活用されるような体制を早期に確立されたい。
- 3 「いじめ対策委員会」が組織として機能し、また、学校と地域や警察、司法、福祉、医療等の関係機関との連携が実質的なものとなるよう、各学校を支援されたい。
- 4 貴教育委員会が示した基本方針やいじめ対策が、学校現場において現にどのようを受け止められ、指導や支援がなされているかにつき、十分に注意を払い、適宜、適切な指導・助言をなされたい。

諮問事項 2 に対して

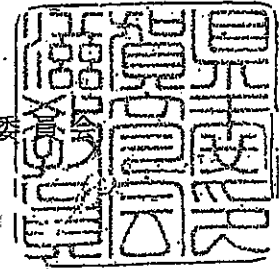
- 1 教員のいじめ対応ないし調査能力の向上や外部専門家や関係機関との人的交流等を目的としたいじめ事例検討会を開催し、これへの教員の参加を促されたい。



滋教委学第 1695 号  
平成 26 年(2014 年)9 月 1 日

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会委員長 様

滋賀県教育委



実効的ないじめ防止等のための対策について (諮問)

いじめは、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものであることから、本県では今年 3 月に策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策に取り組んでおります。

併せて、県内の全ての学校においては、「学校いじめ基本方針」を策定するとともに、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的にいじめ問題に対応しているところです。

いじめの原因、背景には学校、家庭、社会それぞれの要因が複雑に絡み合っていることも多く、いじめ問題の解決に際しては、それらの要因を踏まえ、子ども目線に立って、的確に子どもを支援していくことが重要です。

また、滋賀の将来を担う子どもたちのかけがえのない命を守り、安心して暮らせる社会をつくるためには、学校や教育委員会だけでなく、関係機関や家庭、地域が一体となり、県全体でいじめの防止等のための対策を進めていく必要があります。

については、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第 2 条に基づき、平成 26 年度および平成 27 年度の各年度において、次の事項について諮問します。

#### 諮問事項 1

いじめの防止等の対策の実施状況およびその効果や課題等を踏まえて必要となる対策について

#### 諮問事項 2

いじめの認知事案等をもとにしたいじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等の分析を踏まえて必要となる対策について

(諮問理由)

本県におけるいじめの状況については、今年4月から6月までの認知件数は、小学校159件、中学校122件、県立学校24件であり、全ての校種において増加している。

その内容としては、7割は冷やかしたりからかい、嫌なことを言われるなどであり、各学校において早期発見が進み、軽微な段階から対応されていると認識している。

しかし、一方で、インターネット上の誹謗中傷や暴力を伴ったもの、物を壊されたり隠されたり、金品をたかられたりするものなどの深刻な事案も発生している。

子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化している中、いじめの原因や背景には学校、家庭、社会それぞれの要因が複雑に絡み合い、学校や教員だけでは問題の解決が困難なケースも多く見られる。そのため、心理や福祉等の専門的な視点からも子どもや家庭に関わり、それらの要因を踏まえて、医療や福祉等の関係機関と連携し、組織的に子どもを支援していくことが求められている。

また、学校や教育委員会だけでなく、家庭、地域や関係機関が連携していじめから子どもを守り、社会全体でいじめ問題を克服し、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていかなければならない。

本県では、今年3月に策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処）に取り組んでいるところであるが、対策の実施状況やいじめの認知事案等を踏まえ、今後、必要となる対策や対策を進めるための施策の方向性について審議いただくものである。

## 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会

### 平成 26 年度の審議の経過

#### 第 1 回委員会

- 平成 26 年 4 月 25 日(金)
  - (1) 委員長の選出
  - (2) 委員長職務代理者の指名
  - (3) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会における調査審議について
  - (4) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の運営について
  - (5) 滋賀県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策
  - (6) その他

#### 滋賀県教育委員会からの諮問

- 平成 26 年 9 月 1 日(月)

#### 第 2 回委員会

- 平成 26 年 9 月 1 日(月)
  - (1) 諮問事項の審議について
  - (2) いじめの状況について〈非公開〉
  - (3) 次回の会議の持ち方について

#### 第 3 回委員会

- 平成 26 年 10 月 30 日(木)
  - (1) いじめの状況について
  - (2) 滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策について
  - (3) 今後の活動について
  - (4) 平成 27 年度のいじめの防止等のための対策の方向性について
  - (5) いじめ事案とその対応について〈非公開〉

#### 第 4 回委員会

- 平成 27 年 3 月 18 日(水)
  - (1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の開催結果について
  - (2) 平成 26 年度答申(案)について
  - (3) 平成 27 年度のスケジュール(案)について

#### 平成 26 年度答申

- 平成 27 年 3 月 27 日(金)



平成 27 年(2015 年) 3 月 27 日

滋賀県教育委員会 様

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会  
委員長 甲 津 貴 央

## 答 申 書

## ～ 実効的ないじめ防止等のための対策について～

平成 26 年(2014 年) 9 月 1 日付滋教委学第 1695 号の貴委員会からの以下の諮問に対して、下記のとおり答申いたします。

- 諮問事項 1 いじめの防止等の対策の実施状況およびその効果や課題等を踏まえて必要となる対策について
- 諮問事項 2 いじめの認知事案等をもとにしたいじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等の分析を踏まえて必要となる対策について

## 記

## はじめに

滋賀県は、平成 25 年 6 月の「いじめ防止対策推進法」の成立および同年 11 月の滋賀県いじめ対策研究チーム会議による「最終報告書～いじめ問題の本質と対策について(以下、「最終報告書」という。)」を受けて、平成 26 年 3 月に「滋賀県いじめ防止基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定し、翌 4 月に「滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策」をとりまとめられました。

その上で、貴教育委員会は、当調査委員会に対して、

- (1) PDCA(計画→実行→評価→改善)サイクルに基づき、基本方針に基づく施策の実施状況やその効果、課題等について評価し(基本方針第 3-1)、
- (2) また、いじめの認知事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた滋賀県内の学校の取組状況等についての調査分析を行い(基本方針第 2-1(6))、

以て、必要と考える対策(場合によっては、基本方針の見直しも含む趣旨と考えます(基本方針第 3-2 後段))につき答申する旨の諮問をされました。

しかし、諮問事項 1 については、基本方針に基づく施策の実施は未だ緒についたばかりであるので、現時点において、その効果や課題の評価を長期的展望をもって行うことには限界があること、また、諮問事項 2 については、既に貴委員会において調査分析された後のデータの提供を受け、事例についても報告いただきましたが、当調査委員会自らが調査にあたり取組状況等を分析することはなかったため、各委員が個人的体験の中で得た情報と問題意識に依拠した答申としました。

## 第1 諮問事項1に対して

- 1 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間を確保できるよう、校務の効率化や削減に向けた計画的な取組を進めるとともに、教員のメンタルヘルスケアにも留意されたい。

学校がいじめを早期に発見し、適切に対応するためには、教員が児童生徒に起こる小さな変化も見逃さないよう、常日頃から児童生徒への理解を深め、信頼関係を築いておくことが大切です。そのためには、教員が精神的なゆとりを持ち、温かいまなざしで児童生徒と向き合い、十分にコミュニケーションを図ることができる時間を確保する必要があります。

しかし、多くの教員は、あまりにも多種多様な校務に追われ、児童生徒と向き合う時間を十分に確保することが出来ない状況にあります。そうした状況において、いじめをはじめとする種々の問題が、学校や教員が認知しない中で進行してしまうと、認知する頃には事態が深刻なものとなってしまうかねません。認知されていない進行中のいじめの中には現に相当深刻な事態に発展してしまっているものや早晩深刻な事態に発展しそうなものが含まれている可能性があることを考えれば、これへの対策は、早急、かつ、抜本的になされる必要があります。

そこで貴教育委員会においては、現在多くの教員がおかれている恒常的な長時間労働の解消に努めるとともに、校務の効率化や削減につながるような取組を貴教育委員会事務局において計画的に進められたい。また、複雑化・多様化する様々な対応に疲弊している教員のメンタルヘルスのケアについてもなお一層取り組まれたい。

- 2 県内全小・中・高校において、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが十分に活用されるような体制を早期に確立されたい。

いじめ問題への対応は、本来、教育の一環として学校や教員によって担われるべきものと考えます。また、学校は児童生徒の情報を豊富に有しているとともに、保護者や地域の信頼を得ている例が多いこと、各教員の資質も概して高いこと等の理由から、学校だけでもいじめ対策のために出来ることは相当多くあると考えます。

しかしながら、様々な態様のいじめ問題に対し迅速、かつ、適切に対応するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめを発見した早期の段階から（出来ればいじめの未然防止の段階から）関わり、学校の対応能力を補完ないしは増強することがより適切です。

また、学校のいじめ対応能力をさらに向上させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるOJTを含むスキルアップのための研修機会を

教員に対して十分に提供することも有益です。しかし、学校現場において専門家を活用するには、その体制が十分に整えられているとは言えない現状にあります。

そこで、貴教育委員会においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員や学校への配置・派遣の回数や時間数を増やすなどにより、学校や教員が専門家の支援を十分に受けられる環境を整備されたい。併せて、学校や教員が専門家を十分に活用することができるようサポート体制についても確立されたい。

- 3 「いじめ対策委員会」が組織として機能し、また、学校と地域や警察、司法、福祉、医療等の関係機関との連携が実質的なものとなるよう、各学校を支援されたい。

いじめへの適切な対応は、教員個人の能力だけで十分に行えるものではなく、校内の人材を結集し、様々ないじめの態様に応じた適切な役割分担の下、組織的に行う必要があります。また、学校のみでは適切に対応出来ない事例もあることから、保護者との協力関係の構築はもとより、事案に応じて、地域や警察・司法・福祉・医療等の関係機関と連携し対応にあたる事が不可欠です。その意味において、すべての県立学校に「いじめ対策委員会」が設置され、また、学校と地域や関係機関との連携体制の構築もなされようとしている意義は大きなものがあると考えます。

しかし、「いじめ対策委員会」が組織として十分に機能を発揮するにはまだその過程段階にあり、学校と地域や関係機関との連携についても十分に図られていないのが現状ではないかと感じられます。

こうしたことから、貴教育委員会においては、「いじめ対策委員会」を中心とする学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家によるアセスメントや支援策へのコンサルテーションを受け、地域や関係機関との連携を図りながら組織的に対策や支援に取り組めるよう、県立学校に指導主事等を派遣し指導・助言を行うなど支援されたい。

- 4 貴教育委員会が示した基本方針やいじめ対策が、学校現場において現にどのように受け止められ、指導や支援がなされているかにつき、十分に注意を払い、適宜、適切な指導・助言をなされたい。

基本方針の文中、第1-1に「児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要」、第2-1(11)に「子どもの声を受け止め、子ども自らの力で解決できるようにするため」との記述があり、これらの言葉はいじめ問題の解決のためには児童生徒を啓発し、その積極的な協力を引き出すことが重要であるとの趣旨と考えます。

しかし、これらの言葉を「現にいじめの被害を受けている児童生徒に対して、自分自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくこと」という意味で教員が受け止めてしまうと、その子どもをなお一層追い詰めていく結果にもつながりかねません。また、その場の状況に上手く対応できない児童生徒もいることから、そうした子どもに対しては、学校や学級全体の取組において、その特性に応じた配慮を優先することが必要であり、その配慮がなされない場合には却っていじめを発生させてしまう恐れもあります。

さらに、貴教育委員会が平成27年度のいじめ対策として示されているものの中に、「児童生徒が主体的にいじめ問題に取り組む力を育む」との記載があります。ところが、一部学校現場において、この「主体的に」を「自主的に」と受け止めている例があると聞いております。これでは本来いじめを許さない良好な環境をつくる責任が一義的に学校や教育委員会の側にあるにも関わらず、児童生徒の側にいじめ問題に取り組む責任が生じてしまうという不都合が生じます。

こうしたことから、貴教育委員会においては、自身の示した基本方針やいじめ対策が学校現場においてどのように受け止められ、指導・支援がなされているかについて注意を払い、適宜、適切な指導・助言をなされたい。

## 第2 諮問事項2に対して

- 1 教員のいじめ対応ないし調査能力の向上や外部専門家や関係機関との人的交流等を目的としたいじめ事例検討会を開催し、これへの教員の参加を促されたい。

いじめへの対応や調査方法を学ぶには、いじめの実例への対応を検証することが有効です。具体的には、当該いじめの態様、発覚経緯、関係児童・生徒の役割とその背景、学校の対応体制や事案の調査方法と各教員の役割、対応後の事態の推移、被害生徒らの予後等の報告に基づき、それらの情報を参加者全員が共有するとともに、より良い対応方策について専門家や関係機関も交えて多角的に議論するというものです。これにより、教員同士の連携を図るとともに、学校や教員と外部専門家や関係機関との人的関係の構築を図ることも可能となります。

そこで、貴教育委員会は上記のような検討会を主催し、少なくとも各学校のいじめ対応に関わる教員の参加を促されたい。